

平成29年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について(概要版)

厚生労働省が実施した、平成29年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成29年度	平成28年度	平成27年度
養護者による虐待	相談・通報件数	534件	545件	491件
	虐待判断件数	355件	383件	329件
	被虐待者数	366人	389人	346人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	26件	23件	26件
	虐待判断件数	11件	11件	9件
	被虐待者数	20人	22人	8人

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は、534件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は355件、被虐待者数366人でした。

(2) 相談・通報者

- 「介護支援専門員」が241人(45.1%)と最も多く、次いで「警察」が60人(11.2%)、「当該市町行政職員」が44人(8.2%)でした。

表1 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名含)	合計
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—
H28年度	人	251	35	31	10	19	32	46	12	52	48	27	1	564
	割合	46.1%	6.4%	5.7%	1.8%	3.5%	5.9%	8.4%	2.2%	9.5%	8.8%	5.0%	0.2%	—

(注) 割合は相談・通報件数に(H29:534件、H28年545件)に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が216人(59.0%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が133人(36.3%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が86人(23.5%)、「経済的虐待」が66人(18.0%)でした。

表2 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29年度	人	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	—
H28年度	人	262	98	148	2	50	560
	割合	67.4%	25.2%	38.0%	0.5%	12.9%	—

(注) 割合は被虐待者の総数(H29:366人、H28:389人)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」に該当するのは30人(8.2%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
H29年度	人	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%
H28年度	人	31	29	128	84	117	389
	割合	8.0%	7.5%	32.9%	21.6%	30.1%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数(H29:366人、H28:389人)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が271人(74.0%)、「男性」が95人(26.0%)でした。
- 年齢階層別では、「80～84歳」が100人(27.3%)と最も多く、次いで「85～89歳」が77人(21.0%)、「75～79歳」が70人(19.1%)でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上の人は225人(61.5%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H29年度	人	95	271	366
	割合	26.0%	74.0%	100.0%
H28年度	人	80	309	389
	割合	20.6%	79.4%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数(H29:366人、H28:389人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
H29年度	人	36	36	70	100	77	47	0	366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%	0.0%	100.0%
H28年度	人	36	57	65	92	80	58	1	389
	割合	9.3%	14.7%	16.7%	23.7%	20.6%	14.9%	0.3%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数(H29:366人、H28:389人)に対するもの。

表6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち 介護保険認定済み	
			うち認知症または 認知症疑い	
H29年度	人	366	291	225
	割合	-	79.5%	61.5%
H28年度	人	389	302	218
	割合	-	77.6%	56.0%

(注) 割合は、被虐待者の数(H29:366人、H28:389人)に対するもの。

(注) 「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数としています。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が156人(39.2%)と最も多く、次いで「夫」が76人(19.1%)、「娘」が65人(16.3%)、「妻」が35人(8.8%)、「息子の配偶者(嫁)」が26人(6.5%)の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20	0	398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%	0.0%	100.0%
H28年度	人	99	30	130	77	34	2	7	14	12	2	407
	割合	24.3%	7.4%	31.9%	18.9%	8.4%	0.5%	1.7%	3.4%	2.9%	0.5%	100.0%

(注) 割合は、虐待者数の総数(H29:398人、H28:407人)に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 平成29年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、平成29年度中に新たに被虐待者と判断された人(366人)と平成29年度までに被虐待者と判断され引き続き対応が必要とされた人(314人)の合計680人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が144人(21.2%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が51人、「契約による介護保険サービスの利用」が33人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、412人(60.6%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が268人、「現行のケアプランの見直し」が155人でした。
- その他の124人(18.2%)は、「既に分離状態(別居、入院、入所等)にある」が66人、「対応を検討・調整中」が9人でした。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は、26件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は11件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が11人(42.3%)と最も多く、次いで「家族・親族」が7人(26.9%)、「地域包括支援センター職員」が4人(15.4%)でした。

表8 相談・通報者 (複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
H29年度	人		7	11	3	3	1	1		4			1		2		33
	割合		26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%		15.4%			3.8%		7.7%		-
H28年度	人		4	11	3	4							1		5		28
	割合		17.4%	47.8%	13.0%	17.4%							4.3%		21.7%		-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(H29:26件、H28:23件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が5件（45.5%）と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が2件（18.2%）でした。

表9 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	H29年度		H28年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	5	45.5%	3	27.3%
介護老人保健施設	1	9.1%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	2	18.2%	0	0.0%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	2	18.2%
(介護付き)有料老人ホーム	0	0.0%	3	27.3%
小規模多機能型居宅介護等	1	9.1%	1	9.1%
短期入所施設	1	9.1%	0	0.0%
訪問介護等	1	9.1%	0	0.0%
通所介護等	0	0.0%	2	18.2%
合計	11	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は虐待のあった施設の総数 (H29:11件、H28:11件) に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が12件（60.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が10件（50.0%）でした。

表10 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29年度	人	12	1	10	3	0	26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%	0.0%	-
H28年度	人	10	1	11	6	0	28
	割合	45.5%	4.5%	50.0%	27.3%	0.0%	-

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、男性が8人（40.0%）、女性が12人（60.0%）でした。
- 年齢は、「85～89歳」が6人（30.0%）と最も多く、次いで「80～84歳」「90～94歳」がともに3人（15.0%）でした。

表11 被虐待者の性別

		男	女	合計
H29年度	人	8	12	20
	割合	40.0%	60.0%	100.0%
H28年度	人	7	15	22
	割合	31.8%	68.2%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

表12 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
H29年度	人	2	1	1	3	6	3	2	2	20
	割合	10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%	100.0%
H28年度	人	0	1	4	6	6	3	2	0	22
	割合	0.0%	4.5%	18.2%	27.3%	27.3%	13.6%	9.1%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は「介護職（介護福祉士か不明）」が6人（33.3%）と最も多く、次いで「介護職（介護福祉士以外）」が5名（27.8%）でした。

表13 虐待者の職種

	H29年度		H28年度	
	人	割合	人	割合
管理職	1	5.6%	0	0.0%
介護職（介護福祉士）	4	22.2%	1	9.1%
介護職（介護福祉士以外）	5	27.8%	3	27.3%
介護職（介護福祉士か不明）	6	33.3%	7	63.6%
看護職	1	5.6%	0	0.0%
その他	1	5.6%	0	0.0%
合計	18	100.0%	11	100.0%

（注）割合は虐待を行った従事者の総数（H29:18人、H28:11人）に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 平成29年度中に新たに被虐待事者と判断された11件の事案について、市町により「施設等に対する指導」や「改善計画提出依頼」が行われた事案はそれぞれ10件でした。
- 介護保険法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」や「改善勧告」が行われた事案はそれぞれ1件でしたが、「指定の効力停止」や「指定取消」に至った事案はありませんでした。

表14 虐待事案への対応状況（複数回答）

		H29年度		H28年度	
		件数	割合	件数	割合
市町村による 指導等	施設等に対する指導	10	90.9%	11	100.0%
	改善計画提出依頼	10	90.9%	11	100.0%
	従事者等への注意・指導	7	63.6%	11	100.0%
介護保険法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	9.1%	0	0.0%
	改善勧告	1	9.1%	0	0.0%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	1	9.1%	0	0.0%
	その他	1	9.1%	0	0.0%
老人福祉法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

（注）割合は、虐待件数の総数（H29:11件、H28:11件）に対するもの。

3. 本県の取組

(1) これまでの取組

- 高齢者権利擁護支援センターを設置し、市町の保健福祉関係者などに対して、虐待の困難事例や成年後見制度などへの専門的・技術的助言を実施しました。
- 市町の保健福祉関係者や養介護施設従事者に対して、高齢者虐待に関する研修会を実施しました。
- 県民に対して、高齢者虐待に関する問題意識を喚起するためのセミナーを実施しました。
- 介護保険事業者に対して、集団指導等を通じ高齢者虐待に関する意識啓発を実施しました。

(2) 今後の対応

- 被虐待者は認知症を有する人が多い(61.5%)ことから、介護従事者に対して認知症の対応力を向上するための研修を実施し、事業所における虐待防止に努めます。
- 県民に対して、認知症サポーター養成講座の受講を一層促進し、地域の見守りネットワークの構築と高齢者虐待に対する県民意識の向上に努めます。
- 地域で取り組まれている認知症カフェの取組を一層推進し、認知症の人や養護者の仲間づくりと認知症に関する学習や相談の機会を確保し、地域住民の認知症理解と虐待防止に繋がります。
- 養介護施設従事者による虐待は近年増加傾向にあることから、各養介護施設が行う虐待防止のための研修へ講師を派遣し、施設職員の資質向上に向けた取組を支援します。
- 介護職員に対して、滋賀の福祉実践や職業倫理、権利擁護等を学ぶ「滋賀の福祉人を育成する研修」を実施し、職員の人権意識の向上に努めます。